

平成30年6月7日

## 株 主 各 位

大阪市西区南堀江1丁目12番19号

### 南海化学株式会社

代表取締役社長 菅野 秀夫

#### 株主総会会場ご案内図

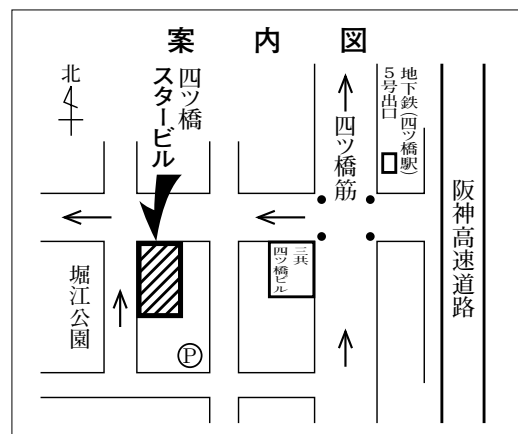
大阪市西区南堀江1丁目12番19号

南海化学株式会社

四ツ橋スタービル6階会議室

TEL代表(06)6532-5590

最寄駅…地下鉄四ツ橋駅下車(5号出口)徒歩3分



#### 第67回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前9時30分
2. 場 所 大阪市西区南堀江1丁目12番19号  
四ツ橋スタービル6階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 第67期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)  
事業報告の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 第67期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)  
計算書類承認の件  
第2号議案 剰余金の処分の件  
第3号議案 定款一部変更の件(その1)  
第4号議案 定款一部変更の件(その2)  
第5号議案 取締役6名選任の件  
第6号議案 監査役3名選任の件  
第7号議案 取締役の報酬額改定の件  
第8号議案 監査役の報酬額改定の件  
第9号議案 退任取締役および辞任監査役に対する退職慰労金贈呈  
ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。  
◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nankai-chem.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

〈添付書類〉

事業報告

〔平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで〕

1. 事業の概況

(1) 事業の経過および成果

当会計年度におけるわが国経済は、欧米先進国経済が堅調に推移したことや、中国および新興国経済の持ち直しによって輸出が増加するなどの影響により企業収益は改善しました。また、雇用や所得環境の改善により個人消費も回復しつつあり、景気はゆるやかな回復基調が継続しています。為替は対ドル円レートにおいて比較的安定して推移しました。

化学品業界を取り巻く事業環境につきましては、原油をはじめとする資源エネルギー価格が上昇したことのほか、中国における環境規制の影響などにより化学品全般の需要が高まるとともに輸入原料価格の高騰につながる結果となりました。

このような経済情勢のなか、当社は中期計画 Charge New Nankai 2017 (CNN-2017) の最終年度にあたり経営指針“Our Way”に定めた3項目「成長戦略」「原価率低減」「現場活性化」を推進し、事業の持続的な成長と高収益体質への変革に取り組んでまいりました。

販売状況は、健食材事業が引き続き好調に推移しているほか、農薬販売と環境リサイクル事業も前期実績を上回りました。主力の無機工業薬品の販売は地場の需要が低調に推移し、水処理殺菌剤も海外向けが減少した結果、前期比減収を余儀なくされました。

また、当期は会計処理基準の改定を行い関連会社間の内部取引や売上高表示に関する処理を行った結果、売上高は139億12百万円と前期比13億71百万円(9.0%)の減収となりました。利益面につきましては輸入原料の高騰や販管費の負担増のほか、製造設備の操業トラブルが重なり収益性が低下し、3億14百万円の営業損失(前期は2億17百万円の営業利益)となりました。営業外収益では投資事業会社他からの受取配当金や塩加工工場の賃貸料などを計上したもののカバーできず、経常利益1億33百万円と前期比1億14百万円(46.2%)の減益となりました。また、特別損失として本社移転に関わる費用など15百万円を計上しました。一方で遊休不動産や投資有価証券の売却などによる特別利益86百万円を計上しました結果、税引前当期純利益は2億4百万円、当期純利益が1億64百万円となりました。また、南海化学グループの連結業績につきましては、売上高は177億60百万円となり前期比3.4%の増収、営業利益は3億75百万円で前期比50.2%の減益、経常利益は1億74百万円で前期比61.7%の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は5億39百万円であり、その主な設備は次のとおりであります。

区 分	設 備 名
和歌山工場	粉末酢酸設備新設
エヌエムソルト	第3工場洗滌乾燥ライン新設

(3) 資金調達の状況

当期中の所要資金は、自己資金および借入金によって賄っております。

(4) 対処すべき課題

今年度は新中期計画「Open Up! Nankai 2020」がスタートいたします。南海化学グループを挙げて経営指針である「想定力の向上で守りの成長と攻めの成長を実現する」に取組みます。既存ビジネスと新規ビジネスをバランス良く共に成長へと導くため、ポートフォリオの入れ替えにも積極的に取り組んでまいります。平成31年3月期の業績見通しは、売上高が161億円、経常利益は2億30百万円と予想しております。南海化学グループの連結売上高を184億円、経常利益を5億50百万円とし、売上高、収益ともに前期からの増収、増益に努めてまいります。

南海化学グループは企業理念に定めた「化学品事業を通じて地球環境と豊かな社会の創生に貢献する」ことを目指し、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて取組むとともに、お客様、取引先、株主、投資家、地域社会等、あらゆるステークホルダーの視点から行動いたします。お客様の信頼、社会への貢献を第一に、環境や安全に配慮した優れた製品を提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第64期 (平成26年度)	第65期 (平成27年度)	第66期 (平成28年度)	第67期 (平成29年度)
売上高(百万円)	15,588	15,671	15,283	13,912
経常利益(百万円)	85	506	248	133
当期純利益(百万円)	33	339	2	164
1株当たり当期純利益	33円46銭	332円57銭	2円25銭	162円28銭
純資産(百万円)	3,711	4,045	3,577	3,738
総資産(百万円)	16,022	16,693	16,379	17,030

(注) 1株当たりの当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

A 国内

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エヌシー環境株式会社	200 <sup>百万円</sup>	100.0%	環境リサイクル事業
富士アミドケミカル株式会社	30	100.0	化学工業薬品の製造および販売
興南産業株式会社	10	100.0	貨物運送、化学工業薬品の製造および販売
株式会社山藤	10	100.0	化学工業薬品の販売
株式会社南海化学アールアンドディー	10	100.0	化学工業薬品の開発受託業
株式会社エヌエムソルト	10	85.5	塩の製造および販売

B 海外

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
如皋市四友合成化工有限公司	235 <sup>百万円</sup>	100.0%	化学工業薬品製造
如皋南海水处理剂有限公司	1,116	100.0	水处理剂および肥料製造
如皋新南海国際貿易有限公司	34	100.0	化学工業薬品他の輸出

(注) 資本金については、決算日の為替相場による円換算額を記載しております。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

次の製品の製造および販売を行っております。

か性ソーダ、液化塩素、合成塩酸、次亜塩素酸ソーダ、低塩次亜塩素酸ソーダ、尿素水、水硫化ソーダ、クロロピクリン、高度さらし粉、硫酸、発煙硫酸、硫酸ばんど、ポリ塩化アルミニウム、ポリ硫酸鉄、有機中間体、塩素化イソシアヌール酸、酢酸ナトリウム、グルコサミン

(8) 主要な営業所および工場 (平成30年3月31日現在)

①当社

本 社	大阪市西区南堀江1丁目12番19号
東 京 本 店	東京都北区浮間5丁目8番18号
土 佐 オ フ ィ ス	高知市棧橋通4丁目10番1号
和 歌 山 工 場	和歌山市小雑賀1丁目1番38号
土 佐 工 場	高知市棧橋通4丁目10番1号

②国内子会社

会 社 名	本社所在地	主要な営業所および工場
エヌシー環境株式会社	和歌山市湊	
富士アミドケミカル株式会社	東京都北区浮間	
興南産業株式会社	和歌山市小雑賀	青岸事業所、高知事業所 大阪営業所
株式会社山藤	京都市南区吉祥院	
株式会社南海化学アールアンドディー	和歌山市小雑賀	土佐研究開発部、東京研究所
株式会社エヌエムソルト	和歌山市小雑賀	西浜工場(和歌山市)、石巻工場

(注) 平成30年3月31日付で株式会社南海化学アールアンドディー土佐研究開発部は閉鎖いたしました。

③海外子会社

会 社 名	本社所在地	主要な営業所および工場
如皋市四友合成化工有限公司	中国江蘇省如皋市	
如皋南海水处理剂有限公司	中国江蘇省如皋市	
如皋新南海国際貿易有限公司	中国江蘇省如皋市	

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名	5名増	47.5歳	17.7年

(注)従業員数は就業人員数であり、受入出向者を含み、出向者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,022百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,520
株式会社紀陽銀行	1,371
株式会社四国銀行	687
株式会社京都銀行	356
株式会社福岡銀行	339

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成30年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社山藤を吸収合併し、当社京都支店として開設いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,900,000株  
(2) 発行済株式の総数 2,330,330株(自己株式1,314,393株を含む)  
(3) 株主数 205名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
南海化学従業員持株会	76千株	7.5%
東亜合成株式会社	60	5.9
土居洋生	58	5.7
大中物産株式会社	54	5.4
尼崎製罐株式会社	49	4.9
株式会社紀陽銀行	40	3.9
株式会社四国銀行	40	3.9
ニッタイ株式会社	38	3.8
関西観光開発株式会社	37	3.7
株式会社サワライズ	34	3.4

(注)持株比率は、自己株式(1,314,393株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	菅野 秀夫	海外子会社3社董事長
取締役専務執行役員	藤井 和秋	和歌山工場・生産管理担当、興南産業株式会社代表取締役
取締役専務執行役員	岡崎 良治	管理本部長、株式会社エヌエムソルト代表取締役
取締役常務執行役員	根来 雅昭	富士アミドケミカル株式会社代表取締役
取締役常務執行役員	濱端 政次	営業本部長、東京本店長
監査役(常勤)	赤木 助春	

(注1) 監査役赤木助春氏は、過去に経理部門において決算業務等に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注2) 平成29年6月28日をもって、池田和夫、幸崎義一、内山英規の3氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	8名	74百万円
監査役	1	11
合計	9	85

(注1) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 取締役の報酬限度額は、平成20年6月25日開催の第57回定時株主総会決議において年額75百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

(注3) 監査役の報酬限度額は、平成20年6月25日開催の第57回定時株主総会決議において年額15百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外取締役に関する事項

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

### 5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制を次のとおり整備しています。

- (1) **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**  
コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および従業員が、共通の価値観と高い倫理観をもって、法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「南海化学グループ役員行動規範」を周知徹底させる。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**  
取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
  - ①コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび取引管理等に係るリスクについては、それぞれの対応部署にて、必要に応じて規程・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布を行う。
  - ②新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応を図る。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**  
取締役会は、取締役の業務管掌に基づき、業務の執行を行わせる。その決裁は、社内規程または手続きにより必要な決定を行う。
- (5) **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
  - ①「事業投資先及び関係会社管理規程」に基づき、円滑な情報交換を図り適切な経営管理を行う。
  - ②子会社と定期的な情報交換を図り、適切な経営管理を行う。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ監査役を補助すべき使用人を任命する。
- (7) **監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役の意見を聞くものとする。
- (8) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
取締役および使用人は、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、リスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反について随時監査役に報告する。
- (9) **その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制**  
監査役は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて業務執行取締役と面談する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを行っております。また、管理部が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>8,842,643</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,706,578</b>
現金及び預金	877,720	支払手形	502
受取手形	26,040	買掛金	3,331,013
電子記録債権	229,006	短期借入金	2,950,000
売掛金	4,961,276	一年内返済予定の長期借入金	864,640
製品	892,990	リース債務	13,025
仕掛品	662	未払金	1,259,124
原材料	400,026	設備関係未払金	176,804
貯蔵品	79,957	未払費用	24,235
前払費用	20,542	預り金	16,848
繰延税金資産	44,562	賞与引当金	56,911
立替金	802,713	その他	13,473
その他	510,421		
貸倒引当金	△ 3,277		
<b>固定資産</b>	<b>8,187,443</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,584,566</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,077,695</b>	長期借入金	4,080,772
建物	1,226,255	リース債務	24,167
構築物	686,765	繰延税金負債	53,142
機械装置	2,379,465	退職給付引当金	158,657
車両運搬具	29,276	役員退職慰労引当金	60,851
工具器具備品	91,134	資産除去債務	147,568
土地	393,973	その他	59,407
リース資産	22,613		
建設仮勘定	248,212		
<b>無形固定資産</b>	<b>51,323</b>	<b>負債合計</b>	<b>13,291,145</b>
ソフトウェア	571	(純資産の部)	
リース資産	11,309	<b>株主資本</b>	<b>3,658,389</b>
その他	39,441	資本金	454,139
		資本剰余金	178,214
		資本準備金	178,214
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,058,424</b>	利益剰余金	6,072,956
投資有価証券	184,591	利益準備金	47,674
関係会社株式	1,842,059	その他利益剰余金	6,025,282
関係会社出資金	873,216	買換資産圧縮積立金	18,017
長期貸付金	1,300	固定資産圧縮積立金	166,453
前払年金費用	76,219	繰越利益剰余金	5,840,811
その他	81,038	自己株式	△ 3,046,920
貸倒引当金	△ 1	<b>評価・換算差額等</b>	<b>80,551</b>
		その他有価証券評価差額金	80,551
<b>資産合計</b>	<b>17,030,086</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,738,940</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>17,030,086</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,912,104
売上原価		11,667,049
売上総利益		2,245,054
販売費及び一般管理費		2,559,352
営業損失		314,297
営業外収益		
受取利息及び配当金	356,009	
不動産賃貸料	327,102	
事務代行手数料	72,689	
その他	74,487	830,289
営業外費用		
支払利息	63,546	
不動産賃貸費用	269,067	
その他	49,547	382,162
経常利益		133,830
特別利益		
固定資産売却益	64,507	
投資有価証券売却益	22,143	86,651
特別損失		
本社移転費用	14,289	
固定資産除却損	1,447	15,737
税引前当期純利益		204,743
法人税、住民税及び事業税	5,230	
法人税等調整額	34,645	39,876
当期純利益		164,867

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			資本剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金合計 (注)					
当期首残高	454,139	178,214	47,674	5,875,653	△ 3,046,920	3,508,761	68,577	3,577,338	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△ 15,239		△ 15,239		△ 15,239	
当期純利益				164,867		164,867		164,867	
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減							11,973	11,973	
事業年度中の変動額合計	0	0	0	149,628	0	149,628	11,973	161,602	
当期末残高	454,139	178,214	47,674	6,025,282	△ 3,046,920	3,658,389	80,551	3,738,940	

(注) その他利益剰余金の内訳は、以下の通りであります。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	退職手当 積立金	買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金
当期首残高	6,000	18,976	167,061	5,683,616	5,875,653
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△ 15,239	△ 15,239
当期純利益				164,867	164,867
退職手当積立金の取崩	△ 6,000			6,000	0
買換資産圧縮積立金の取崩		△ 958		958	0
固定資産圧縮積立金の取崩			△ 1,216	1,216	0
固定資産圧縮積立金の積立			607	△ 607	0
事業年度中の変動額合計	△ 6,000	△ 958	△ 608	157,194	149,628
当期末残高	0	18,017	166,453	5,840,811	6,025,282

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法によっております。

##### その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

##### (2) たな卸資産…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～45年
構築物	7年～60年
機械装置	7年～15年
車両運搬具	4年～ 8年
工具器具備品	2年～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担見込額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。但し、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

### II 貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産

建物	781,828千円
構築物	357,818千円
機械及び装置	1,662,392千円
土地	393,713千円
投資有価証券	129,830千円
合計	3,325,583千円
（上記に対応する債務）	
買掛金	64,539千円
短期借入金	1,317,200千円
長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	2,942,544千円
合計	4,324,283千円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,073,049千円

#### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,388,121千円
短期金銭債務	1,838,155千円

### III 損益計算書に関する注記

#### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3,463,449千円
仕入高	5,866,412千円
営業取引以外の取引による営業外収益	634,604千円

#### IV 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式数及び自己株式数  
 発行済株式数（普通株式） 2,330,330株  
 自己株式数（普通株式） 1,314,393株
2. 配当に関する事項  
 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	15,239千円	15円	平成29年3月31日	平成29年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
 平成30年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。  
 ①配当金の総額 15,239千円  
 ②1株当たり配当額 15円  
 ③基準日 平成30年3月31日  
 ④効力発生日 平成30年6月29日  
 なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金損金算入限度超過額、賞与引当金損金算入限度超過額、資産除去債務損金算入限度超過額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金、前払年金費用等であります。

#### VI リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

#### VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項  
 (1) 金融商品に対する取組方針  
 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。  
 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
 受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。  
 支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために固定金利による調達を行っております。  
 また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項  
 平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価（注）	差額
(1) 現金及び預金	877,720	877,720	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金（*1）	5,213,052	5,213,052	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	156,228	156,228	—
(4) 支払手形及び買掛金（*2）	(3,331,516)	(3,331,516)	—
(5) 短期借入金（*2）	(2,950,000)	(2,950,000)	—
(6) 長期借入金（*2）	(4,945,412)	(4,940,530)	△ 4,882

- (\*1) 受取手形、電子記録債権及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。  
 (\*2) 負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。  
 (注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項  
 (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形、電子記録債権及び売掛金  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
 (3) 投資有価証券  
 これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。  
 なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	44,998	156,228	111,230
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		44,998	156,228	111,230

また、その他有価証券の当事業年度中の売却額は27,670千円であり、売却益の合計額は22,143千円であります。

- (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
 (6) 長期借入金  
 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。  
 (注2) 非上場株式（関係会社株式を含む）貸借対照表計上額 1,870,422千円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。  
 (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	877,720	-	-	-
受取手形、電子記録債権及び売掛金	5,213,052	-	-	-
合計	6,090,773	-	-	-



## (注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	864,640	2,836,508	1,244,264	-
合計	864,640	2,836,508	1,244,264	-

## VIII 賃貸等不動産に関する注記

## 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、和歌山県及び三重県において、賃貸事業施設や駐車場を所有しております。

## 2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
65,823	1,023,922

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、原則として鑑定評価額により評価しておりますが、重要性に乏しい物件については、正味売却価額又はDCF法に基づく将来キャッシュ・フローを用いております。重要性に乏しい物件の内、土地については「路線価」により、償却資産については「帳簿価額」により評価しております。

## IX 関連当事者との取引に関する注記

## 1. 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注5)	取引金額	科目	期末残高
子会社	興南産業株式会社	所有 直接 100%	当社製品の販売 設備の賃貸 当社原料の仕入 当社製品・原料の運搬 資金の貸借 役員の兼任	化学工業製品の販売(注1)	2,384,688	売掛金	754,144
				設備の賃貸(注1)	76,102	未収入金	115,440
				化学工業製品の仕入(注1-2)	1,310,097	買掛金	483,054
				製品等の運搬作業員等(注1)	1,294,068	未払金	124,114
			資金の返済(注3)	100,000	短期借入金	50,000	
子会社	エヌシー環境株式会社	所有 直接 100%	設備の賃貸 事務の代行 当社原料の仕入 当社製品の製造	設備の賃貸(注1)	50,445	未収入金	167,035
				事務代行手数料(注1)	61,200	立替金	394,701
				化学工業製品の仕入(注1-2)	1,573,721	買掛金	584,167
				業務委託料等(注1)	50,534	未払金	6,656
子会社	株式会社山藤	所有 直接 100%	当社製品の販売 資金の貸借 当社原料の仕入	化学工業製品の販売(注1)	1,076,281	売掛金	400,217
				資金の貸付(注4)	70,000	短期貸付金	110,000
				化学工業製品の仕入(注1-2)	314,720	買掛金	147,112
子会社	富士アミドケミカル株式会社	所有 直接 100%	資金の貸借 役員の兼任	資金の返済(注3)	100,000	短期借入金	200,000

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- (注2) 原料の仕入については、興南産業(株)、エヌシー環境(株)、(株)山藤以外からも複数の見積りを入力し、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決めております。
- (注3) 興南産業(株)、富士アミドケミカル(株)からの資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1カ月、返済方法は期日一括返済となっております。
- (注4) (株)山藤への資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1カ月、返済方法は期日一括返済となっております。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## X 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,680円28銭
1株当たり当期純利益	162円28銭

## XI 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は平成30年1月23日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社山藤を吸収合併する決議を行い、同日付で合併契約書を締結いたしました。なお本合併は、当社100%出資の連結子会社を対象とする簡易略式合併となります。

## 1. 取引の概要

- (1) 統合当事企業の名称及びその事業の内容  
統合当事企業の名称：株式会社山藤  
事業の内容：化学工業製品の販売
- (2) 企業結合日  
平成30年4月1日
- (3) 企業結合の法的形式  
当社を吸収合併存続会社、株式会社山藤を吸収合併消滅会社とする吸収合併
- (4) 結合後企業の名称  
南海化学株式会社
- (5) 取引の目的  
当社グループにおける化学品事業の強化を目的として、株式会社山藤が営業基盤とする近畿北部から北陸・山陰における販売体制を一元化することにより、当社グループの製品全般にわたるサービス内容を充実させ、顧客満足度の向上を目指します。管理部門の業務統合やシステムの統一化により経営効率を高めて収益の改善を図る見込みです。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

## 監査報告書

私、監査役は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法と結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役及び従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成30年5月25日

南海化学株式会社  
監査役 赤木 助 春 ㊞

## 議案および参考事項

## 第1号議案 第67期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類承認の件

議案の内容は、添付書類の9頁から17頁に記載のとおりであります。

## 第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当政策を経営上の重要課題の一つと位置付けており、企業価値の向上を図りつつ、株主の皆様への利益還元策を実施してまいりました。当期期末配当については以下の通りとさせていただきますと存じます。

## 1. 期末配当

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金15円 15,239,055円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月29日

## 第3号議案 定款一部変更の件（その1）

## 1. 変更の理由

- (1) 平成30年4月1日付で簡易吸収合併した株式会社山藤の事業目的を反映させ、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、事業目的の整理を行うものです。
- (2) コーポレート・ガバナンス体制を充実させるため、現行定款第5条（機関の設置）に監査役会を追加します。これに伴い、第4章取締役、監査役および取締役会を第4章取締役および取締役会、第5章監査役および監査役会に分離して整理するものです。
- (3) 取締役会で決議すべき事項について、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう第21条（取締役会の決議の省略）を新設するものです。
- (4) 取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、定款第24条（取締役の責任免除）および第32条（監査役の責任免除）を新設するものです。なお、第24条および第32条の規定の新設につきましては、監査役の同意を得ております。
- (5) 上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容  
 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)            第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>化学工業薬品の製造、販売に関する事業。</u></p> <p>2. <u>医薬品の製造、販売に関する事業。</u></p> <p>3. <u>農薬、化粧品、医薬部外品の製造、販売に関する事業。</u></p> <p>4. <u>産業廃棄物中間処理に関する事業。</u></p> <p>5. <u>塩の製造、加工、販売に関する事業。</u>            (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(7項より移設)</p> <p>(8項より移設)</p> <p>6. <u>駐車場の経営に関する事業。</u></p> <p>7. <u>前1～5号に関連する技術、並びに製品の輸出入。</u></p> <p>8. <u>前1～5号に関する設備装置のエンジニアリング及び管理メンテナンス事業。</u></p> <p>9. <u>経理事務の受託処理業務。</u></p> <p>10. <u>貨物運送取扱事業。</u>            (新 設)</p> <p>11. <u>農畜水産物に関する研究開発および生産、加工、販売等に関する事業</u></p> <p>12. <u>発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業</u>            (新 設)</p> <p>13. <u>前各号に附帯または関連する一切の</u></p>	<p>(目的)            第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>化学工業薬品、医薬品、農薬、化粧品、医薬部外品および食品添加物の製造、販売に関する事業</u></p> <p>2. <u>化学工業薬品、医薬品、農薬、化粧品、医薬部外品、食品および食品添加物の製品開発ならびに分析に関する受託事業</u>            (削 除)</p> <p>3. <u>産業廃棄物の収集、運搬および中間処理に関する事業</u></p> <p>4. <u>塩の製造、加工、販売に関する事業</u></p> <p>5. <u>貴金属、非鉄金属およびその他地金並びにその塩類の販売及び回収に関する事業</u></p> <p>6. <u>空調設備の販売および施工に関する事業</u></p> <p>7. <u>精密機械器具、繊維機械、メッキ設備、塗料設備および建築材料の販売に関する事業</u></p> <p>8. <u>前1～7号に関連する技術、並びに製品の輸出入</u></p> <p>9. <u>前1～4号に関する設備装置のエンジニアリング及び管理メンテナンス事業</u></p> <p>10. <u>駐車場の経営、不動産の管理並びに倉庫業に関する事業</u></p> <p>(8項へ移設)</p> <p>(9項へ移設)</p> <p>11. <u>経理業務並びに総務、人事業務の受託・代行処理に関する事業</u></p> <p>12. <u>貨物運送取扱事業</u></p> <p>13. <u>検量に関する事業</u></p> <p>14. <u>農畜水産物に関する研究開発および生産、加工、販売等に関する事業</u></p> <p>15. <u>発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業</u></p> <p>16. <u>損害保険代理に関する事業</u></p> <p>17. <u>前各号に附帯または関連する一切の</u></p>

現行定款	変更案
<p>事業</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)            第4条 当社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(機関の設置)            第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。            (1) 取締役会            (2) 監査役            (新 設)</p> <p>(現行定款第4条より移設)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)            第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。            (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。            (3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)            第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p>	<p>事業</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(変更案第5条へ移設)</p> <p>(機関の設置)            第4条 (現行どおり)</p> <p>1. 取締役会            2. 監査役            3. 監査役会</p> <p>(公告方法)            第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)            第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。            ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。            ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)            第8条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会招集の時期) 第9条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(現行定款第11条より移設)</p> <p>(株主総会の招集者および議長) 第10条 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くのほか取締役会の決議にもとづき代表取締役社長が招集し、議長となる。 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(株主総会参考資料等インターネット開示とみなし提供) 第12条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類等の情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、出席した株主の過半数をもって行う。但し、法令又は定款に別段の定めがある場合には、その定めによる。 ②会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、この場合代理人は総会ごとに委任状を当会社に差出さなければならない。</p>	<p>(招集) 第9条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長) 第11条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(変更案第10条へ移設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第12条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録) 第15条 株主総会における議事については、議事録を作り議長並に出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会</p> <p>(取締役及監査役の数) 第16条 当社の取締役は8名以内、監査役は2名以内とする。</p> <p>(取締役および監査役の選任) 第17条 取締役および監査役は株主総会で選任する。 取締役および監査役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、その選任後1年内の終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(監査役の任期) 第19条 監査役の任期は、その選任後4年内以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役の選定) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役および役付取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役の分掌) 第21条 代表取締役社長は、取締役会の決議にもとづいて会社業務を執行し、統理する。 専務取締役および常務取締役は、代表取締役社長を補佐して、会社の日常業務を処理</p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第15条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(変更案第27条に移設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>し、代表取締役社長に事故あるときは、取締役会において、予め定めた順序により、他の取締役が代表取締役社長を代行する。</p> <p>(顧問および相談役の委嘱) 第22条 必要ある場合は、取締役会の決議により顧問、相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役及び監査役の報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下報酬等）は、株主総会の決議によって定める。また監査役の報酬等も株主総会によって定める。</p> <p>(取締役会の権限) 第24条 取締役会は、法令又は本定款が定める事項のほかに、業務執行に関する基本方針を決定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集) 第25条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役に対し発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(現行定款第23条より移設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(変更案第23条および第31条に分割して移設)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第21条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規則) 第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与其他の職務</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(現行定款第16条より分割して移設)</p> <p>(現行定款第17条より分割して移設)</p> <p>(現行定款第19条より分割して移設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第25条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第26条 監査役は、株主総会で選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査役会規程)</u> 第30条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(現行定款第23条より分割して移設)	<u>(報酬等)</u> 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 計算 (事業年度) 第27条 (条文省略)	第6章 計算 (事業年度) 第33条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第28条 当社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(期末配当金等の除斥期間) 第29条 期末配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 ②未払の利益配当金に対しては、利息をつけない。
(新 設)	

#### 第4号議案 定款一部変更の件（その2）

##### 1. 変更の理由

- (1) 経営の安定化をはかるため、第8条（株式の譲渡制限）を新設するものです。これにあわせて、第9条（相続人等に対する売渡しの請求）および第10条（株式の割当てを受ける権利等の決定）も新設します。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(新 設)	<u>(株式の譲渡制限)</u> 第8条 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。
(新 設)	<u>(相続人等に対する売渡しの請求)</u> 第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。
(新 設)	<u>(株式の割当てを受ける権利等の決定)</u> 第10条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利をあたえる旨およびその引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。
(株式取扱規則) 第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。
第9条～第35条 (条文省略)	第12条～第38条 (現行どおり)

### 第5号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）の任期が本總會終結の時をもって満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かの ひで お 菅野 秀夫 (昭和32年11月16日)	昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 平成21年3月 同社中部支社化学品部 平成25年1月 同社監査部 平成28年6月 当社入社 取締役執行役員企画部長 平成29年4月 当社代表取締役社長執行役員 (現在に至る)	10,000株
2	ふじ い かず あき 藤井 和秋 (昭和27年11月19日)	昭和50年4月 株式会社中山製鋼所入社 平成13年6月 同社取締役設備部長 平成18年6月 同社常務取締役生産技術部長 兼 工程管理担当 平成22年6月 当社常務取締役兼興南産業株式会社代表取締役社長(現任) 平成28年6月 当社取締役専務執行役員 (現在に至る)	8,000株
3	おか ぎき よし はる 岡崎 良治 (昭和26年5月31日)	昭和50年4月 当社入社 平成6年4月 当社管理部長 平成14年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役 平成28年6月 当社取締役専務執行役員 平成29年6月 株式会社エヌエムソルト代表取締役社長(現任) (現在に至る)	8,099株
4	はま ばた まさ じ 濱端 政次 (昭和25年6月16日)	昭和44年3月 当社入社 平成15年4月 当社資材部長 平成22年6月 株式会社エヌエムソルト代表取締役社長 平成29年6月 当社取締役専務執行役員 (現在に至る)	4,000株
5	よし かど たか よし * 吉門 孝芳 (昭和35年11月13日)	昭和59年4月 当社入社 平成23年4月 当社生産管理部長 平成24年6月 株式会社南海化学アルアンドディー代表取締役社長(現任) 平成29年6月 エヌシー環境株式会社代表取締役社長(現任) 平成29年6月 当社執行役員就任(現在に至る)	4,000株
6	こ が ゆき お * 古賀 征夫 (昭和17年11月10日)	昭和41年4月 旭硝子株式会社入社 平成7年6月 株式会社山藤代表取締役社長 平成20年6月 株式会社山藤 退職 (現在に至る)	0株

- \*は新任候補であります。
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 古賀征夫氏は、株式会社山藤を退職して10年以上経過しており企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 第3号議案定款一部変更の件（その1）のご承認をいただくことを条件として、当社は社外取締役候補者である古賀征夫氏と損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

### 第6号議案 監査役3名選任の件

本總會の終結の時をもちまして、監査役赤木助春氏が辞任により退任いたします。つきましては、監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いしたいと存じます。なお、吉田道男氏は、赤木助春氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よし だ みち お * 吉田 道男 (昭和26年6月14日)	昭和51年4月 三菱商事株式会社入社 平成22年10月 同社 本店 監査部 平成29年5月 当社入社 内部監査室長(現在に至る)	0株
2	つる み あき ひさ * 鶴見 明久 (昭和28年9月26日)	昭和51年4月 株式会社三井銀行入社 平成12年4月 同社資本市場部長 平成16年5月 株式会社ダスキン 出向 平成19年6月 同社 取締役 平成27年6月 同社 専務取締役 平成30年6月 同社 退任予定	0株
3	いじゅういん かおる * 伊集院 薫 (昭和40年6月6日)	平成元年4月 三菱商事株式会社入社 燃料管理部 平成23年5月 同社 監査部 平成28年6月 甲南化成株式会社 専務取締役 (現在に至る)	0株

- \*は新任候補であります。
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 鶴見明久氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- 伊集院薫氏は、財務・会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、また企業経営者の経験も有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- 第3号議案定款一部変更の件（その1）のご承認をいただくことを条件として、当社は社外監査役候補者である鶴見明久、伊集院薫の両氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

### 第7号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成20年6月25日開催の第57回定時株主總會において、「年額75百万円以内」とご承認いただき、今日に至っておりますが、取締役員数の増加や役員退職慰労金制度の廃止等の事情を勘案し、取締役の報酬等の額を「年額150百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）」に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）ですが、第5号議案が原案どおり承認可決されますと取締役6名（うち社外取締役1名）となります。

